

○小平町環境保全林の設置及び管理に関する条例
平成10年1月6日条例第1号
小平町環境保全林の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、小平町の水源かん養等の自然の風光を保護するとともに、適正な保全管理を図るため、環境保全林の設置及び管理に必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 環境保全林の名称及び位置は、次のとおりとする。名称 小平町環境保全林位置 別紙のとおり

(使用の制限)

第3条 環境保全林を特定の期間占用して使用しようとする者は、町長に願い出て許可を受けなければならない。

2 使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

3 次の各号の一に該当するときは、使用の許可条件を変更し、または使用を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 使用許可条件に違反したとき。

(3) 公共上、その他やむを得ない理由が生じたとき。

(4) その他、この条例に基づく規定に違反すると認めるとき。

第4条 環境保全林では、町長の許可を受けた場合を除き次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火気を使用すること。

(2) 土地の形質を変更すること。

(3) 張紙、若しくは張札、又は公告を表示すること。

(4) ごみ、その他汚物を捨てること。

(5) 前各号のほか、町長が管理上特に必要があると認めて禁止すること。

(管理の委託)

第5条 町長は、相当と認める者に対し環境保全林の一部について、その施設の管理を委託することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成10年9月25日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。